

文書問題に係る第三者機関調査準備会 第1回 開催の概要

【日時】

令和6年7月5日（金）15:00 から 16:45 まで

【場所】

兵庫県議会 特別会議室

【出席した構成員】

藤掛 伸之	弁護士
定岡 治郎	弁護士
村岡 真夕子	県議会議員
門 隆志	県議会議員
越田 浩矢	県議会議員
小西 ひろのり	県議会議員

【議事】

1 開催要領の承認

当準備会の開催要領を案のとおりとすることを承認した。

2 座長選出

互選により藤掛伸之弁護士を座長に選出した。

座長は定岡治郎弁護士を座長代理に指名した。

3 決定した事項

(1) 調査の目的および方針

- ・ 目的は、令和6年3月に職員が作成配布した文書に記載の事実の確認及び評価を行うこととする。
- ・ 調査の公平性や中立性、事実認定に係る専門性等を確保するため、調査は弁護士により行う。調査は原則として、日本弁護士連合会が策定した地方公共団体における第三者調査委員会に関する指針に基づき行う。

(2) 調査の対象範囲

- ・ 当該文書に記載された7項目とする。
- ・ ただし、項目の事実確認を行うため必要な範囲で、関連事項についても調査することを認める。

(3) 第三者機関の業務範囲

- ① 調査の実施
- ② 調査結果のとりまとめ（調査結果に基づく事実認定、認定事実に基づく評価）
- ③ 調査報告書の作成、知事への調査報告書の提出
- ④ 記者会見での公表

(4) 調査の実施体制

- ・ 弁護士または弁護士法人への調査委託による
- ・ 弁護士は3名程度とする
- ・ 必要に応じ調査員を最大3名選任する

(5) 第三者機関の選定方針

以下の条件を付して、兵庫県弁護士会へ推薦を依頼する。

[条件]

- ① 日弁連が指針で利害関係者として例示した者でないこと
- ② 事実関係の調査を、他の受託者と共同して、指定された期限までに、誠実に履行できること
- ③ 事務局業務を実施できること
- ④ 調査費用はタイムチャージ制とする

なお、調査員は上記と同じ条件で第三者機関の弁護士が選任する。

(6) その他

① 調査期間

調査開始から報告書提出まで概ね6箇月を目途と考えている旨、県弁護士会に伝え推薦を依頼する。具体的な期間は、兵庫県弁護士会から推薦のあった弁護士と協議・調整し、その結果を、当該弁護士名と併せて次回準備会で協議する。

② 所要見込額

兵庫県弁護士会から推薦のあった弁護士と協議・調整した結果を、次回準備会で協議する。

以上